

令和 8 年度

三条市工場等遮熱断熱促進補助金

申請等の手引き

[お問い合わせ先]

三条市経済部商工課（商工係）

TEL 0256-34-5611

FAX 0256-36-5111

1 事業の目的

異常な夏の暑さが常態化する中、働きやすい環境を整え、働く場としての魅力を高めるだけではなく、環境負荷の低減など様々な効果が期待できる工場、倉庫等の遮熱・断熱を促進します。

2 補助対象者

次の要件を全て満たしている中小企業者

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 常時使用する従業員の数が1人以上であること。(労働基準法(昭和22年法律第49号)第116条第2号の規定により同法の規定を適用しないものを除く。)
- (3) 製造業、卸売業、建設業、道路貨物運送業、倉庫業、自動車整備業その他市長が適当と認める業種に属する事業を営んでいること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (5) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。ただし、ここでいう「大企業」とは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に当てはまらないものを指す。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む。)の所有に属している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む。)の所有に属している中小企業者
 - ウ 大企業(外国法人含む。)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資金額の総額がア～ウに該当する法人の所有に属している中小企業者
 - オ ア～ウに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 中小企業庁が依頼する団体が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにパートナーシップ構築宣言文を登録していること。
- (7) 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

3 補助対象施設

補助対象者が所有又は使用する市内に所在する施設であって、日常的に労働者が業務を行う工場又は倉庫等として使用している建物

ただし、居住を目的とした施設は補助対象施設としません。

4 補助対象事業

補助対象施設の屋根又は天井に施工する遮熱・断熱工事で、当該工事に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が100万円以上の工事

ただし、効果が高いとされる屋根若しくは天井に遮熱・断熱工事を施工済みの場合又はその工事と同時にを行う場合は、外壁及び外窓の遮熱・断熱工事も補助対象事業とします。（過去に屋根又は天井への遮熱・断熱工事を施工した場合、当該工事の工事請負契約書や納品書等で確認します。）

5 補助対象経費※

対象	・設計費 ・材料費 ・運搬費 ・養生費 ・既存設備撤去復旧費 ・消耗品費 ・処分費 ・労務費 等
対象外	・足場代（足場を設置、撤去するために係る経費も対象外） ・既存施設又は設備の劣化等に伴う修繕費 ・振込手数料 ・消費税及び地方消費税相当額

※ただし、自己による施工に伴う経費は、補助対象外とします。

6 補助率及び上限額

【補助率】 補助対象経費の 5 分の 2 （千円未満切り捨て）

【補助上限額】

工事施工面積	上限額
500 m ² 未満	100 万円
500 m ² 以上 900 m ² 未満	150 万円
900 m ² 以上	200 万円

7 他の制度との組み合わせ

補助金の交付を受けようとする経費が、その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないこととします。

8 手続き

(1) 申請書の提出

ア 申請受付期間

令和 8 年 4 月 20 日(月)～令和 8 年 12 月 25 日(金)まで（商工課必着）

※ 原則持参での提出をお願いいたします。

※ 申請をご検討の場合は、申請前にお早めに商工課へご相談ください。

※ 予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

イ 必要書類

※下記書類と併せて「申請時チェックリスト」も提出ください。

① 三条市工場等遮熱断熱促進補助金交付申請書（様式第 1 号）

・事業計画書（別紙 1）

- ・収支見込書（別紙２）

※消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。

※見積等をもとに正確に記載してください。

※収入の部と支出の部の合計金額が一致するように記載してください。

- ② 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）
- ③ 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）
- ④ 建物の所有者を確認できる書類
- ⑤ 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（自己の所有する建物でない場合に限る。）
- ⑥ 補助対象経費に係る見積書及び明細書の写し
- ⑦ 遮熱・断熱工事による事業効果が見込まれる使用材料等のカタログ
- ⑧ 施工箇所が確認できる図面等
- ⑨ 誓約書(みなし大企業に該当しないこと、暴力団排除に関する事それぞれ 1 種ずつ)
- ⑩ パートナースhip構築宣言ポータルサイトに掲載しているパートナーシップ構築宣言文
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

ウ 提出方法

原則持参での提出をお願いいたします。

※持参が難しい場合は必ず事前にご相談ください。

〔提出先〕 三条市旭町 2 - 3 - 1 三条市経済部商工課

(2) 審査及び補助決定

事業の内容について書面審査の上、予算の範囲内で補助採択の可否、交付金額及び交付に当たっての条件等を決定し、文書で通知します。

(3) 変更申請について

事業の内容、予算総額等に変更が生じる場合には、変更を実行する前に三条市工場等遮熱断熱促進補助金変更等申請書（様式第 4 号）に必要な書類を添付してご提出いただき、承認を得てください。なお、変更内容によっては承認できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

(4) 実績報告書の提出

事業完了後速やかに、所定の実績報告書に必要な書類を添付し、提出してください。

ア 提出期限

事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 2 月 26 日(金)までのいずれか早い方（商工課必着）

イ 提出書類

① 三条市工場等遮熱断熱促進補助金実績報告書（様式第5号）

- ・事業実施報告書（別紙1）
- ・収支決算書（別紙2）

※消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。

※領収書等をもとに正確に記載してください。

※収入の部と支出の部の合計金額が一致するよう記載してください。

② 工事請負契約書、工事注文書又は注文請書の写し

③ 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し

④ 工事完了写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）

⑤ その他市長が必要と認める書類

〔注意点〕

※ 提出期限までに実績報告書の提出がなかった場合は補助金の交付ができませんので、お早めに提出ください。

※ 領収書等の支払を証明する書類の宛名は、補助金交付申請者と同一名義としてください。

※ 消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、消費税及び地方消費税の内訳が請求書等に明示されていない場合も、必ず税額を計算し、税抜き価格でご記入ください。

※ 本事業以外の工事等と併せて発注した経費は、補助対象経費にメモを加えるなど分かりやすく明示してください。

ウ 提出方法

郵送又は持参

〔提出先〕〒955-8686 三条市経済部商工課 宛 （住所不要）

(5) 補助金額の確定及び補助金の支払い

実績報告書の審査後、補助金額を確定し、指定の振込先口座に補助金を交付します。

9 その他注意事項

- (1) 交付決定前に発注した経費は対象外です。交付決定後に発注した経費のみ対象となります。
- (2) 本補助対象経費が他の補助事業で採択となった場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還を求めます。
- (3) 事業の効果検証のため、当該補助事業完了後に導入効果調査への協力を依頼する場合がございますので、ご協力ください。